

令和6年度 分離課税部分に対する税額の計算

分離短期譲渡所得（所有期間が5年以下の土地・建物等を譲渡した場合）

区分	市民税	県民税
一般分	課税短期譲渡所得金額（※）×5.4%	課税短期譲渡所得金額×3.6%
国又は地方公共団体等に土地等を譲渡した場合	課税短期譲渡所得金額×3.0%	課税短期譲渡所得金額×2.0%

※課税短期譲渡所得金額＝譲渡の収入金額-必要経費-特別控除額

分離長期譲渡所得（所有期間が5年を超える土地・建物等を譲渡した場合）

区分	市民税	県民税
一般分	課税長期譲渡所得金額（※）×3.0%	課税長期譲渡所得金額×2.0%
国や地方公共団体又は優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合	課税長期譲渡所得金額×2.4% (2,000万円を超える部分の課税長期譲渡所得金額については3%) ・各種特別控除を適用した譲渡については、「一般分」と同様の税率となります。	課税長期譲渡所得金額×1.6% (2,000万円を超える部分の課税長期譲渡所得金額については2%) ・各種特別控除を適用した譲渡については、「一般分」と同様の税率となります。
所有期間が10年を超える居住用財産等を譲渡した場合	課税長期譲渡所得金額×2.4% (6,000万円を超える部分の課税長期譲渡所得金額については3%)	課税長期譲渡所得金額×1.6% (6,000万円を超える部分の課税長期譲渡所得金額については2%)

※課税長期譲渡所得金額＝譲渡の収入金額-必要経費-特別控除額

特別控除額

特例が受けられる場合	特別控除額
収用対象事業のために、土地・建物等を譲渡	5,000万円
自分の住んでいる家屋や敷地等を譲渡	3,000万円
地方公共団体等が行う特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡	1,500万円

※特別控除額のうち主なものを記載しています。他の特別控除についてはお問い合わせください。

株式等の譲渡所得

区分	市民税	県民税
一般株式等	株式等に係る課税譲渡所得等の金額×3.0%	株式等に係る課税譲渡所得等の金額×2.0%
上場株式等	株式等に係る課税譲渡所得等の金額×3.0%	株式等に係る課税譲渡所得等の金額×2.0%

上場株式等の配当等

市民税	県民税
上場株式等に係る課税配当所得等の金額×3.0%	上場株式等に係る課税配当所得等の金額×2.0%

先物取引の事業・雑所得

市民税	県民税
先物取引に係る課税事業・雑所得金額×3.0%	先物取引に係る課税事業・雑所得金額×2.0%

※計算明細書の見方は裏面をご覧ください。